

静岡市教育委員会規則第1号

静岡市育英条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月15日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市育英条例施行規則等の一部を改正する規則

静岡市育英条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第3号中「印」を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中

「住所」を「住所」に改め、同様式に（注）
本人を本人氏名に改め、同様式に（注）
氏名 ㊟ 氏名

として次のように加える。

（注）保護者及び連帯保証人の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

様式第6号から様式第14号までの規定中「㊟」を削る。

様式第15号中

「氏名 ㊟ 貸与総額 円」を

「氏名 貸与総額 円」に

改め、同様式に（注）として次のように加える。

（注）保護者及び連帯保証人の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。